

報道関係者各位
2012年12月14日

外貨建定額個人年金保険「ライフタイム・カレンシー」を中京銀行で販売開始

マニユライフ生命保険株式会社(代表執行役社長:森田 均、以下マニユライフ生命)は、2012年12月17日より外貨建定額個人年金保険「ライフタイム・カレンシー」を株式会社中京銀行(取締役頭取:深町 正和)で販売いたします。

「ライフタイム・カレンシー」は、積立金を米ドル建てまたは豪ドル建てで運用し、外貨建ての年金を一生涯にわたって受け取れる定額個人年金保険です。

「ライフタイム・カレンシー」の特徴

1. 最短でご契約日の2ヵ月経過後から一生涯にわたって年金をお支払いしますので、すぐに年金をご活用いただくことができます。
2. 年金の合計額として、年金原資(契約通貨建て)の130%が最低保証されていますので、お客さまの「ふやしながら受け取りたい」というニーズにお応えできます。
3. 年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合でも、年金の合計額が保証金額に達するまで、年金を年金受取人にお支払いしますので、「万一の場合は、ご家族に遺したい」というニーズにお応えできます。
4. 契約時に運用する通貨として契約通貨(米ドル・豪ドルのいずれか)と据置期間(0年~5年(1年単位))をご選択いただき、契約日に設定されている積立利率で運用します。
5. 保険料を様々な外貨でお払い込みいただくことができます。
 - ・ 保険料を5種類の通貨(円、米ドル、豪ドル、ニュージーランドドル、ユーロのいずれか)から、1つを選んでお払い込みいただけます。

マニユライフ生命は、お客様の信頼に支えられ、その信頼に真摯に応える企業として、また力強さに満ち、明日を切り拓く企業として、お客様お一人おひとりのニーズに合った最適な解決策をご提供しております。今後ともマニユライフ・ファイナンシャルが海外市場で培ったノウハウと当社の国内での経験を結集し、より一層多くのお客様に喜んでいただける商品・サービスをお届けすることを目指してまいります。

用語について

積立利率：積立金額の計算および市場価格調整率の計算等に用いる利率で、マニユライフ生命の定める所定の指標金利に基づき、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、ご契約日に設定されている積立利率が据置期間および年金支払期間を通じて適用されます(ご契約日に設定されている積立利率が変更されることはありません)。積立利率は、契約通貨に応じて異なります。

マニユライフについて

マニユライフ生命保険株式会社(「マニユライフ生命」)は、マニユライフ・ファイナンシャル社のグループ企業です。

マニユライフ・ファイナンシャルは、主にアジア、カナダ、米国を中心に事業を展開しているカナダ系大手金融サービス・グループです。マニユライフは信頼に支えられ、その信頼に真摯に応える企業として、また力強さに満ち、明日を切り拓く企業として、人生で最も重要な資金面の決断を行う際の解決策を、お客さまにお届けすることを目指して、2012年で創業125周年を迎えました。同社職員、エージェンต์および販売パートナーの国際的なネットワークを通じて、数百万のお客さまに経済的保障や資産運用・形成のための商品・サービスをご提供しています。また、機関投資家のお客さまには、資産運用サービスもご提供しています。マニユライフ・ファイナンシャルとその子会社の管理運用資産は、2012年9月30日現在5,150億カナダドル(5,230億米ドル)となっています。カナダおよびアジア地域ではマニユライフ・ファイナンシャル(マニユライフ)として、米国においては主にジョン・ハンコックのブランドで事業を展開しています。マニユライフ・ファイナンシャルは、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。マニユライフ・ファイナンシャルについての詳細はウェブサイト (www.manulife.com) をご覧下さい。マニユライフ生命のウェブサイトは次の通りです。(www.manulife.co.jp)

<参考資料>

<ご契約例>

●イメージ図

下図は仮定の積立利率等を使用して作成したものです。実際には契約日に設定されている積立利率等が適用されるため、記載の数値はご契約により異なります。
 ※一部解約がなかった場合です。また、取引にかかる費用や税金は考慮していません。

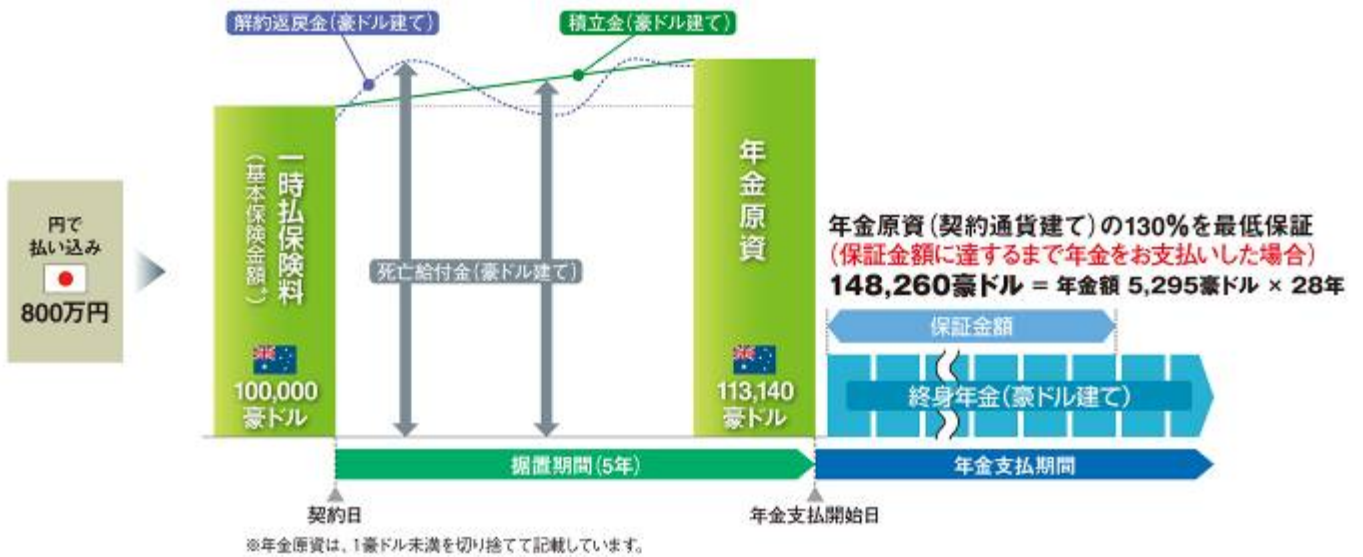
据置期間0年の場合

【「保険料円入金特約A型」を付加した場合のご契約例】
 ●契約通貨/豪ドル ●契約年齢(性別)/60歳(男性) ●円で払い込まれた金額/800万円 ●「保険料円入金特約A型」の為替レート/1豪ドル=80円
 ●一時払保険料/100,000豪ドル ●年金支払開始年齢/60歳 ●積立利率/年2.50% ●年金額算出率/4.39%



据置期間5年の場合

【「保険料円入金特約A型」を付加した場合のご契約例】
 ●契約通貨/豪ドル ●契約年齢(性別)/60歳(男性) ●円で払い込まれた金額/800万円 ●「保険料円入金特約A型」の為替レート/1豪ドル=80円
 ●一時払保険料/100,000豪ドル ●年金支払開始年齢/65歳 ●積立利率/年2.50% ●年金額算出率/4.68%



* 基本保険金額とは、死亡給付金をお支払いするときに基準となる金額で、一部解約がない場合、一時払保険料と同額になります。

この保険にはリスクがあります

●この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と年金・死亡給付金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金の支払総額や死亡給付金額等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお払い込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

●この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額および年金の一括支払による支払金額に反映させます(市場価格調整)。また、契約日からの経過年数等に応じた解約控除がかかります。したがって、「解約返戻金額*」または「年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額*」が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

各種お取り扱いについて

■最低保険料と最高保険料

契約通貨	米ドル	豪ドル
最低保険料	20,000米ドル	20,000豪ドル
最高保険料	5億円相当額*	

*同一被保険者で、マンユライフ生命の定める定額個人年金保険のご契約が複数ある場合、各ご契約の契約日におけるマンユライフ生命の定める為替レートを用いて円換算した金額を合算し、5億円を超えることはできません。

※同一の契約通貨における年金額を通算し、同一被保険者について、年金額が300,000米ドルまたは300,000豪ドルを超えるお取扱いはできません。

■保険料の払込通貨の取扱単位

保険料の払込通貨	円	米ドル	ユーロ	豪ドル	ニュージーランドドル
取扱単位	10,000円	100米ドル	100ユーロ	100豪ドル	100ニュージーランドドル

※保険料の払込通貨が契約通貨と異なる場合、契約通貨の一時払保険料の取扱単位は米ドルのときが1米ドル、豪ドルのときが1豪ドルとなります。

■保険料の払込方法

一時払のみ

※マンユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しています。

■年金の種類

年金支払総額保証付終身年金

■保険期間

据置期間	年金支払期間
0年～5年(1年単位)	終身

※ご契約時に選択された据置期間の変更はできません。

■被保険者の契約年齢(満年齢)と年金支払開始年齢

据置期間	0年	1年	2年	3年	4年	5年
契約年齢	55歳～85歳					
年金支払開始年齢	55歳～85歳	56歳～86歳	57歳～87歳	58歳～88歳	59歳～89歳	60歳～90歳

※年金支払開始年齢は、被保険者の契約年齢に据置期間を加算した年齢です。

■年金受取人

契約者または被保険者

※据置期間が0年の場合、お申し込みの際の年金受取人は契約者に限ります。

■告知について

告知いただく事項はありません。

■保障の責任開始期

マンユライフ生命がご契約の引き受けを承諾したときは、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した日を責任開始の日(契約日)とします。

諸費用について

この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約・一部解約時および契約日から10年以内の年金の一括支払時に解約控除がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。

■ 保険関係費

- 保険関係費とは、死亡保障に必要な費用、保険契約の締結・維持に必要な費用です。積立利率を決定する際に保険関係費をあらかじめ差し引きます。

■ 解約・一部解約時および年金の一括支払時にご負担いただく費用

- 解約・一部解約時および契約日から10年以内の年金の一括支払時に契約日からの経過年数等に応じて解約控除をご負担いただきます。

項目	費用	
解約控除	解約に相当する部分の積立金額*1に、経過年数に応じて7.0%~2.5%の解約控除率を乗じた金額	解約計算基準日または一部解約計算基準日*2に、解約に相当する部分の積立金額*1に市場価格調整率を乗じた金額から控除します。

*1 年金の一括支払の場合は、支払保証部分(被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金の合計額のうち、年金支払日が未到来の年金)の現価とします。

*2 年金の一括支払の場合は、年金の一括支払の請求書類をマニュアル生命が受け付けた日とします。

■ 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 一時払保険料を外貨でお払い込みいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります。
- 年金や死亡給付金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- つぎの①~③の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。また、④の場合、保険料の払込通貨を下表の為替レートを用いて契約通貨に変更しますので費用が発生します。なお、保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

- ① 「保険料円入金特約A型」を付加し、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合
- ② 「円支払特約A型」を付加し、年金や死亡給付金等を円でお支払いする場合
- ③ 「円支払特約A型」を付加し、解約返戻金を円でお支払いする場合
- ④ 「保険料米ドル入金特約A型」等を付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお払い込みいただく場合

* 対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニュアル生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「保険料円入金特約A型」の 為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
② 「円支払特約A型」の 為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭
	契約通貨のTTM - 50銭	
④ 「保険料米ドル入金特約A型」等の 為替レート	(契約通貨のTTM) ÷ (保険料の払込通貨のTTM - 50銭)	

※平成24年11月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

(登)マニュアル(COM)12-10915(24.12.4)